

## 筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第144条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第144条第2項により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年5月29日

大阪法務局筆界特定登記官

### 記

#### 1 筆界特定の手続の表示

手続番号	令和7年第184号
対象土地	和泉市伯太町四丁目94番
	同所 95番20
手続番号	令和7年第244号
対象土地	和泉市伯太町四丁目94番
	同所 971番1
手続番号	令和7年第245号
対象土地	和泉市伯太町四丁目94番
	同所 971番2

#### 2 関係人の氏名又は名称

岡田廸子  
近畿住宅供給センター株式会社

#### 3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定をした旨の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。